

新城市市長選挙立候補予定者公開 政策討論会条例

新城市企画部まちづくり推進課

新城市は、「新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会条例」を制定した（条例第21号として令和2年6月公布・施行）。

市長選挙への立候補予定者が参加する公開政策討論会を市主催で実施することを定めた全国でも例がない条例。市民に選挙への関心を高めるとともに、市民の「知る権利」を保障して市民が主役のまちづくりを推進することが目的である。

1 条例制定に至った背景と経緯

(1) 新城市の概要

新城市は、新城市、鳳来町及び作手村の新設合併によって平成17年10月1日に誕生しました。愛知県の東部、東三河地域の中央に位置し、東は静岡県に接しています。東西約29・5km、南北約27・3kmで、県内で2番目の広さとなる499・23km²の面積を有する人口約4万5000人の市です。地域の84パーセントが三河山間部を形成する豊かな緑に覆われた東三河地域一帯の水源地です。桜や紅葉が美しく、「三河の嵐山」とも呼ばれる桜淵公園や、霊鳥仏法僧（コノハズク）

の棲む山として全国的に知られ、国の名勝に指定されている鳳来寺山など、市域に広がる国定公園や県立公園の指定区域には、特徴ある地形や豊かな植生、美しい景観が点在しています。また、日本の歴史を動かした「長篠・設楽原の戦い」の地を始め、数多くの戦国の史跡を訪れる人を魅了しています。

(2) 条例制定の背景・きっかけ

新城市では、市長選挙の立候補予定者が出る公の公開討論会が、市町村合併前の平成15年から一般社団法人新城青年会議所等の主催により開催されており、毎回、全ての立候補予定者が出席してきました。

平成29年には、青年会議所の会員が減少したこともあり、各立候補予定者が推薦する市民で実行委員会を組織し、公開政策討論会を開催しました。広く政策討論を実施し、誰もが政治論争にアクセスして熟議・熟考の時間を提供するよう市民の主体的な選択を促す機会を提供するとともに、その場を市民自らが自主的なルールに基づいて運営しきつたことは、参加した市民から好評を博しました。

(3) 制定までの経過

選挙後、市長はこの試みを常設化するべく第4期市長マニフェストに追加しました。平成30年度は「新城市自治基本条例に定める市

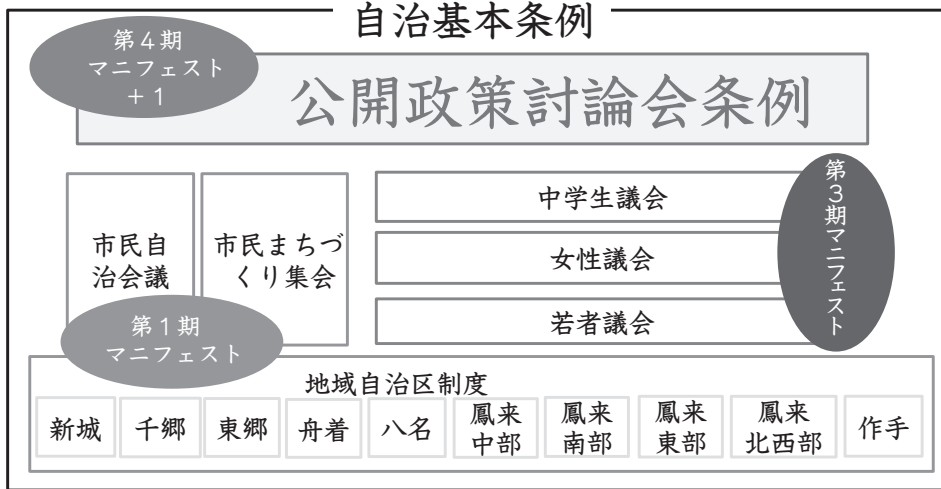
民の権利を具現化するための公開政策討論会のあり方」について、令和元年度は「新城市自治基本条例に定める市民の権利を具現化するための公開政策討論会条例」について、自治基本条例の実効性を担保する附属機関「市民自治会議」に諮問し、答申をいただきまし
た。令和2年3月中旬から4月中旬にかけてパブリックコメントを実施し、6月議会に市民自治会議の答申を踏まえた「新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会条例」（併せて「新城市自治基本条例」の一部改正）を上程し、可決され、令和2年6月26日施行となりました。

2 条例の内容

(1) 趣旨

新城市では、第1期市長マニフェストに基づき、平成25年4月に施行された新城市自治基本条例を制定し、市民まちづくり集会の開催、地域自治区の設置及び市民自治会議の設置をし、第3期市長マニフェストに基づき、若者議会の設置、女性議会及び中学生議会の開催など、市民のまちづくりへの参加の機会を設けてきました。この公開政策討論会条例もこれらの実践の上に成り立ったもので、新城市自治基本条例に根拠を置く市政への多様な市民参加の仕組みの一つとして位置付けて

【図表1】 市政への多様な市民参加の機会をつくる



います（新城市自治基本条例においては、「第6章参加の仕組み」に加えられ、市民の多様な参加の機会の一つであることが明確になっています）（【図表1】）。

新城市自治基本条例

（市長選挙立候補予定者公開政策討論会）

第14条の2 市長は、公の選挙のうち市長の選挙に当たっては、候補者となろうとする者が掲げる市政に関する政策及びこれを實現するための方策を市民が聴く機会として市長選挙立候補予定者公開政策討論会を開催するものとします。

2 前項の討論会の実施に必要な事項は、別に定めます。

(2) 基本原則

条例の「基本原則」として、次の4点を定めています。

①公開政策討論会は、立候補予定者の市政に関する政策及びこれを実現するための方策について、市民の理解を深めることを目的とすること

公開政策討論会は、選挙のため、立候補予定者のための制度ではなく、市民の知る権利を保障し、市政に関する政策や方策について理解を深めることを目的としています。

②公開政策討論会に関係する全ての者は、公職選挙法第129条の規定に違反しないように留意しなければならないこと

公開政策討論会は、公職選挙法に違反しないように行うのが大前提であることから、そ

の旨規定しています。また、これに留意するべき者は立候補予定者のみではなく、傍聴者、主催者も含むべきであることから、「関係する全ての者」を対象としています。

③立候補予定者は、公開政策討論会への参加を強制されることなく、その趣旨を理解して参加すること

公開政策討論会への参加はあくまで任意であり、強制されるものであってはなりません。また、立候補予定者に過度な負担を課すものであってはなりません。そして、公開政策討論会の趣旨を理解して参加してもらいます。

④公平かつ公正な手続・運営を基本とし、市民の視点で分かりやすい内容・方法で開催すること

公開政策討論会は、市政に関する政策及びこれを実現するための方策について、市民の理解を深めることが目的であることから、市民の視点で分かりやすい内容及び方法である必要があります。また、後の市長選挙へと続いていくことから、公平かつ公正に運営される必要があります。(6)で述べるように、現職の市長が公開政策討論会に参加する場合が想定されるため、公平性・公正性はとても重要な要素です。

(基本原則)

第3条 公開政策討論会は、立候補予定者（市長選挙の候補者となるうとする者をいう。以下同じ。）の市政に関する政策及びこれを実現するための方策について、市民の理解を深めることを目的として行われるものとする。

2 公開政策討論会に関係する全ての者は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第129条の規定に違反しないよう留意しなければならない。

3 立候補予定者は、公開政策討論会の趣旨を理解し、これに参加するものとする。この場合において、参加の申出は、立候補予定者の意思に基づくものとし、不当に義務を課するものであってはならない。

4 公開政策討論会の開催に必要な手続及び運営は、公平かつ公正に行われることを基本とし、市民の視点で分かりやすい内容及び方法で行われるものとする。

(3) 議題の提案

公開政策討論会の開催予定日の30日前までに参加を申し出た立候補予定者は、討論したい議題を提案することができます。議題の決定は、当該提案を尊重して行われることと規定されているため、立候補予定者は、自分の

考えをしっかりと伝える機会を得ることができます。

なお、30日前までに参加の申出をしない場合であっても、7日前までに参加の申出をすることにより、公開政策討論会に参加することができます。ただし、この場合は議題の提案はできません。これは、直前に立候補を表明した立候補予定者にも、公開政策討論会への参加の機会を広く保障するものです。

(4) 情報の提供

参加を申し出た立候補予定者は、市の機関に対し、決定した議題に関する情報の提供を求めることができ、市の機関はこれに応じるように努めるものとしています。

情報の提供は、公開政策討論会に参加する全ての立候補予定者に対して行います。

(5) 運営

公開政策討論会は、参加する立候補予定者の承認を得て決定された主宰者が進行します。主宰者には、公開政策討論会を円滑に行うための役割や権限が定められています。

(6) 公平性及び公正性の確保

公開政策討論会には、この制度の実施者である市長も、自らが立候補予定者として参加

することができ、権利を有することから、市民や学識経験を有する者など、第三者による手続や運営により、公平かつ公正に行われるよう配慮しなければなりません。具体的には、市民等（立候補予定者の推薦を受けた者を含む。）で組織する実行委員会が公開政策討論会の実質的な運営に当たります。

（公平性及び公正性の確保）
 第10条 市長は、自らが立候補予定者として公開政策討論会に参加することができる権利を有することに鑑み、公開政策討論会を開催するに当たっては、市民、学識経験を有する者等の協力を得て、第4条から前条までに定める手続及び運営が公平かつ公正に行われるよう配慮しなければならない。

3 現在の取組

今年の11月12日が市長の任期満了日で、市長選挙は、10月24日告示、10月31日投票票日の予定です。これにより、公開政策討論会は、9月23日から10月23日までの間に行うこととなります。

現在は、条例が制定されて初めての新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会開催に向けて、実行委員会委員の募集、選考及

び実行委員会の開催と、準備を進めています。

4 課題と今後の展望

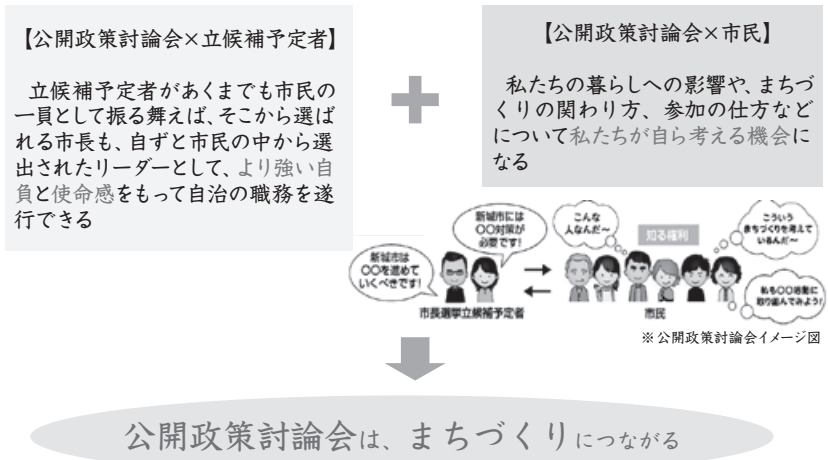
この条例の原理は次の3点です。

- 条例の原理
- ①新城市民は、市の代表者となる市長の選出に当たって、市民自らが市政への理解を深めるための議論の場を設け、立候補予定者とその政策等を正しく判断する助けとします。
 - ②立候補予定者は、その求めに応え、市長としての適性を質される場を自らも市民の一員として共に創り出します。
 - ③市は、①、②を実現するための事務を負い、必要な予算を措置します。

これにより、市長は「市民によって選出された代表者である」との正統性がより強化されます。また、立候補予定者があくまでも市民の一員として振る舞えば、そこから選ばれる市長も、自ずと市民の中から輩出されたりリーダーとして、より強い自負と使命感をもって自治の職務を遂行できると考えています。

また、暮らしへの影響や、まちづくりへの関わり方、参加の仕方等について市民が自ら考える機会を創出することで、市民が主役の

【図表2】公開政策討論会×まちづくり



まちづくりを推進してまいります。

この公開政策討論会制度は、市民、立候補予定者及び市の信頼、協力、連携という協働理念に基づく仕組みであり、その分、ガラス細工のような脆さを伴うともいわれています。そのため、公開政策討論会にかかわる全員が「当事者」として、節度を持って振る舞うことが求められますので、今後、様々な機会を通じて、啓発活動を行っていく予定です（図表2）。